

産業廃棄物の排出事業者の方へ

水銀廃棄物の適正処理について、廃棄物処理法が改正され、平成29年10月1日から、新たな対応が必要となっています。また、平成31年3月3日から、水銀使用製品産業廃棄物の対象となる水銀使用製品及びあらかじめ水銀の回収が必要な水銀使用製品が追加され、廃水銀等を排出する特定施設が改正されました。

産業廃棄物を処理委託する際は、従来の産業廃棄物の種類に応じて、「**水銀使用製品産業廃棄物**」又は「**水銀含有ばいじん等**」に該当するかどうか**確認**したうえで、**処理することが必要**です。

※「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」の詳細は裏面にあります。

「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」を排出する事業者は、以下の対応が必要となります。

1. 「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん」を処理するには、それらが処理可能な処理業者に委託する必要があります。

- ・ 処理業者（産業廃棄物収集運搬業者・処分業者）へ引き渡す際は、破碎せず、かつ、他の廃棄物と混合しないようにする必要があります。
- ・ 水銀回収が義務付けられている産業廃棄物を処理委託する場合は、水銀回収が可能な処理業者に処理委託して下さい。
- ・ 「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」の処理の可否については、処理業者に確認して下さい。

2. 新たな委託契約の締結等が必要です。

- ・ 平成29年10月1日以降、新規に契約を締結する際は、委託契約書の処理委託する産業廃棄物の種類に、「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれる場合は、その旨、明記する必要があります。なお、処理委託する産業廃棄物の種類に、これらが含まれない場合も、処理の対象を明確化するためにも、その旨を記載して下さい。
- ・ 平成29年9月30日以前に締結した委託契約については、直ちに契約変更等をする必要はありませんが、契約期間満了（自動更新時含む）の際に、新たな委託契約又は変更契約若しくは覚書が必要となります。

3. マニフェストに「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」の有無とその数量を記載する必要があります。

- ・ 産業廃棄物の欄に、「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」の有無を記載したうえで、その数量を記載することが必要です。
- ・ （公社）全国産業廃棄物連合会では、「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」の記入欄があるマニフェストを発行しています。
- ・ 古い様式のマニフェストを使用する場合は、備考欄に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」の有無を記載して下さい。

ここに記載

4. 適正に保管することが必要です。

- ・ 他の廃棄物と混合しないよう、仕切りを設ける、専用の容器に入れる等により保管して下さい。
- ・ 保管場所に、「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」の保管場所である旨の掲示板を設置して下さい。

ご質問等は、県廃棄物対策課又は各保健福祉センターへお問い合わせください。

- ・ 石川県生活環境部廃棄物対策課 指導グループ TEL：076-225-1474
- ・ 石川県南加賀保健福祉センター TEL：0761-22-0795
- ・ 石川県石川中央保健福祉センター TEL：076-275-2642
- ・ 石川県能登中部保健福祉センター TEL：0767-53-2482
- ・ 石川県能登北部保健福祉センター TEL：0768-22-2011

○「水銀使用製品産業廃棄物」とは

区分①:水銀使用製品のうち表に掲げるもの

区分②:①の製品の組込製品(表に×印のあるものに係るものを除く)

区分③:水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている製品

1	水銀電池		24	水銀抵抗原器	
2	空気亜鉛電池		25	差圧式流量計	
3	スイッチ及びリレー（水銀が目視で確認できるもの）	×	26	傾斜計	
4	蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。以下同じ。）	×	27	水銀圧入法測定装置	
5	HIDランプ（高輝度放電ランプ）	×	28	周波数標準機	×
6	放電ランプ（蛍光ランプ及びHIDランプを除く）	×	29	ガス分析計（水銀等を標準物質とするものを除く。）	
7	農薬		30	容積形力計	
8	気圧計		31	滴水水銀電極	
9	湿度計		32	参照電極	
10	液柱形圧力計		33	水銀等ガス発生器（内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。）	
11	弾性圧力計（ダイヤフラム式のもの）	×	34	握力計	
12	圧力伝送器（ダイヤフラム式のもの）	×	35	医薬品	
13	真空計	×	36	水銀の製剤	
14	ガラス製温度計		37	塩化第一水銀の製剤	
15	水銀充滿圧力式温度計	×	38	塩化第二水銀の製剤	
16	水銀体温計		39	よう化第二水銀の製剤	
17	水銀式血圧計		40	硝酸第一水銀の製剤	
18	温度定点セル		41	硝酸第二水銀の製剤	
19	顔料	×	42	チオシアン酸第二水銀の製剤	
20	ボイラ（二流体サイクルに用いられるもの）		43	酢酸フェニル水銀の製剤	
21	灯台の回転装置				
22	水銀トリム・ヒール調整装置				
23	放電管（水銀が目視で確認できるもの限り、放電ランプ（蛍光ランプ及びHIDランプを含む。）を除く。）	×			

注) No.19の顔料は、塗布されるものだけに×印に該当する
赤字：平成30年の施行規則改正により追加されるもの

○「水銀回収義務付け対象となる水銀使用製品産業廃棄物」とは

1	スイッチ及びリレー	13	水銀トリム・ヒール調整装置
2	気圧計	14	放電管（放電ランプ（蛍光ランプ及びHIDランプを含む。）を除く。）
3	湿度計	15	差圧式流量計
4	液柱形圧力計	16	浮ひょう形密度計
5	弾性圧力計※	17	傾斜計
6	圧力伝送器※	18	積算時間計
7	真空計	19	容積形力計
8	ガラス製温度計	20	ひずみゲージ式センサ
9	水銀充滿圧力式温度計	21	滴水水銀電極
10	水銀体温計	22	電量計
11	水銀式血圧計	23	ジャイロコンパス
12	灯台の回転装置	24	握力計

赤字：平成30年の施行規則改正により追加されるもの

※：平成30年の施行規則改正により「（ダイヤフラム式のものに限る。）」を削除

○「水銀含有ばいじん等」とは

水銀汚染物（水銀又はその化合物に汚染されたものが廃棄物となったもの）のうち、特別管理産業廃棄物に該当しない廃棄物であって以下に該当するもの。

廃棄物の種類	水銀含有ばいじん等の対象	水銀の回収義務の対象
燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥	水銀※を15mg/kgを超えて含有するもの	水銀※を1,000mg/kg以上含有するもの
廃酸、廃アルカリ	水銀※を15mg/Lを超えて含有するもの	水銀※を1,000mg/L以上含有するもの

※水銀化合物に含まれる水銀を含む。

なお、特別管理産業廃棄物に該当する水銀汚染物についても、水銀を一定以上含むものは、水銀回収が義務付けられています。

廃棄物の種類	特別管理産業廃棄物の対象	水銀の回収義務の対象
鉱さい、ばいじん、汚泥	特定施設から排出されるもので、水銀の溶出量が0.005mg/Lを超えるもの	水銀※を1,000mg/kg以上含有するもの
廃酸、廃アルカリ	特定施設から排出されるもので、水銀の含有量が0.05mg/Lを超えるもの	水銀※を1,000mg/L以上含有するもの

※水銀化合物に含まれる水銀を含む。

詳細は、

「水銀廃棄物ガイドライン（環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課 平成31年3月）」

https://www.env.go.jp/recycle/h3103_guide2.pdf

を参照してください。